



# 税金・保険・年金

## 町民税

税務課 ☎998-9593

### 個人住民税について

個人住民税(町民税・県民税)は、住民にとって身近な行政サービスに必要な費用を、住民それぞれの負担能力に応じて納める税金です。1月1日現在の住所地で、その前年中の所得金額に応じて課税されます。

本町に個人住民税を納める人は、①町内に住んでいる人(均等割、所得割)②町内に事務所又は家屋敷を有する人(均等割)です。

### 法人町民税について

町内に事務所、事業所等を有する法人等が納税義務者となる税金です。

法人町民税は、均等割額と法人税割額で成り立っており、均等割額は法人の資本金等、従業員数によって算出し、法人税割額は国税である法人税額に基づき算出します。

町内に事務所、事業所等を設置した法人等は、設置届を提出するとともに、毎決算期後2ヶ月以内に申告書を提出し、その申告した税額を納めていただくことになります。



税金・保険・年金

## 軽自動車税

税務課 ☎998-9593

軽自動車税は、その年度の4月1日現在で登録された軽自動車・バイクの所有者に対して課税されます。納期限は5月末日です。

軽自動車・バイクなどを取得したとき、廃車、譲渡、盗難などで所有しなくなったとき、または転入、転出などの住所変更があったときは必ず所定の手続きをしてください。

車種	申告場所
原動機付自転車 (125cc以下のバイク・ミニカー) 小型特殊自動車	八重瀬町役場 税務課 ☎998-9593
軽自動車	沖縄県軽自動車協会 浦添市港川512番地51 ☎098-877-8274
軽2輪・2輪の小型自動車 (125ccを超えるバイク)	沖縄総合事務局 陸運事務所 浦添市港川512番地4 ☎050-5540-2091

## 固定資産税

税務課 ☎998-9593

固定資産税は、毎年1月1日(賦課期日)といいますが)に土地、家屋、償却資産(これらを総称して「固定資産」といいます)を所有している人がその固定資産の評価額をもとに算定される税額をその固定資産の所在する市町村に納める税金です。

固定資産税を納める人は、原則としてその固定資産の所有者です。ただし、所有者として登記(登録)されている人が賦課期日前に死亡している場合などには、賦課期日現在でその固定資産を現に所有している人が納税義務者になります。

固定資産のうち土地と家屋の評価額は3年に1度評価替えが行われます。固定資産の評価は、総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づいて行われ、市町村長がその評価額を決定し、この評価額をもとに課税標準額を算定します。このように決定された評価額や課税標準額が固定資産課税台帳に登録されます。

### ▶ 償却資産の申告

償却資産の所有者は、毎年1月1日現在の償却資産の状況を1月31日までに申告していただきます。これに基づき、その価格を決定します。

広告

税務会計 医療税務  
創業支援 記帳代行  
相続・資産税対策



富士パートナー税理士法人  
富士パートナー株式会社

八重瀬町字東風平476番地

tel.098-851-8370

fax.098-851-8371



## 町税に関する証明・閲覧について

税務課 ☎998-9593

### 窓口での手続き方法

各種証明の請求・閲覧申請をするときは、運転免許証・保険証等、申請される方の身分確認できるものを必ずお持ちください。

代理人又は法人が申請するときは、委任状と窓口に来られる方の身分の確認ができる証明書等の提示をお願いしています。

### 委任状について

委任する内容、本人(証明書が必要な方、所有者)と委任された方(窓口に来られる方)双方の住所、氏名、生年月日等を記入し、氏名の末尾に捺印してください。

※委任状は委任者本人が自署捺印してください。  
※法人名義の申請には、社印または社名の入った代表者印を押印してください。

## 税務課で発行できる証明・閲覧

税務課 ☎998-9593

令和元年8月1日現在

証明書等の種類	手数料	持参するもの			具志頭出張所	
		申請者の認印	身分証	委任状(申請者が本人以外の場合)		
町民税関係	1 所得証明書	300円	○	○	○(同一世帯は不要)	○
	2 課税(非課税)証明書	300円	○	○	○(同一世帯は不要)	○
	3 扶養証明書	300円	○	○	○(同一世帯は不要)	○
	4 申告書の写し	なし	×	○	○(同一世帯は不要)	×
	5 営業証明書(法人)	300円	○	○	○(社印があれば不要)	○
納税関係	6 納税証明書(個人)	300円	○	○	○(同一世帯は不要)	○
	7 納税証明書(法人)	300円	○	○	○(社印があれば不要)	○
	8 車検用納税証明書	なし	×	×	×	○
固定資産税関係	9 資産(無資産)証明書	300円	○	○	×	○
	10 評価証明書	300円	○	○	○	○
	11 公課証明書	300円	○	○	○	○
	12 住宅用家屋証明書	1200円	○	×	×	×
			新築の場合:登記申請書(建物表示登記)及び各階平面図の写し、住民票の写し(未入居の場合は申立書)、建築確認申請書(図面コピーのため)			
			売買の場合:登記簿謄本の写し、売買契約書の写し、住民票の写し(未入居の場合は申立書)			
	13 既存宅地証明書	300円	○	×	×	×
	14 建物滅失証明書	300円	○	×	×	×
	15 閲覧(地籍図)	なし	×	×	×	×
	16 閲覧(土地・家屋台帳)	300円	○	×	×	×
	17 土地・家屋名寄台帳(兼)課税台帳	300円	○	○	○	○
その他	18 原付の証明書再発行	なし	×	○	○(同一世帯は不要)	×
	19 町税納付書の再発行	なし	×	×	×	○

※町民税に関する証明書は、年度ごとに1件とし、1件増すごとに50円を加算

※納税に関する証明書は、年度、税目ごとに1件とし、1件増すごとに50円を加算

※固定資産税に関する証明書は、土地3筆及び家屋1棟を1件とし、1筆または1棟増すごとに50円を加算



税金・保険・年金



## 町税の納期

税務課 ☎998-9593

税目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
町税 民税	個人	普通徴収			第1期		第2期		第3期		第4期		
		特別徴収	徴収月の翌月10日まで(6月から翌年5月まで)										
	法人	確定申告	事業年度終了後2ヶ月以内										
		中間申告	事業年度開始後6ヶ月を経過した日から2ヶ月以内										
固定資産税		第1期			第2期					第3期		第4期	
軽自動車税			第1期										

※口座振替の場合、振替日は各納期月の20日になります。

※各税の納期限及び口座振替日が土、日、祝日にあたる場合は、それぞれ翌日以降の営業日が納期限、振替日となります。

## 納付期限が過ぎた町税の納付について

税務課 ☎998-9593

お手持ちの納税通知書・再発行納付書の納付期限が過ぎてしまった場合、各金融機関やコンビニエンスストアでの納付ができませんのでご注意ください。

納付期限が過ぎてしまった場合は、税務課までご連絡くださいますようお願いいたします。

## 納期内納付が困難な人は早めの相談を

税務課 ☎998-9593

### 納付相談

町税は、定められた納期限までに自主的に納めていただくことになっております。しかしながら、病気や失業など、やむを得ない理由で一時的に税金を納めることができない場合は、生活状況などを聞かせていただいた上で、分割納付をすることもできます。滞納を放置せず、八重瀬町役場1階税務課(収納係)へ相談してください。



30

八重瀬町 暮らしの便利帳

## 国民健康保険

**被保険者証** 健康保険課 ☎998-2210

### ▶被保険者証について

1月31日現在、国保税の滞納がない世帯に対しては、3月の切り替え期間に新しい被保険者証を郵送します。

国保税の滞納がある世帯については納付相談が必要になるため、窓口で発行します。

### ▶保険証紛失の再発行

窓口で発行します。(身分証明書、印鑑持参)

### ▶学生(就学特例申請)、施設入所(住所地特例申請)

学生、施設入所等の遠隔地被保険者証の発行は窓口で行います。(学生は在学証明書・印鑑/施設入所者は入所証明書、住民票、印鑑が必要となります。)

**申請関係** 健康保険課 ☎998-2210

窓口では、下記の業務を行っております。

- ▶出産育児一時金の申請受付
- ▶葬祭費の申請受付
- ▶高額療養費の貸付、給付(払戻)の申請受付
- ▶限度額適用、入院食事減額などの認定証申請受付
- ▶療養費給付(払戻)申請受付
- ▶特定疾病療養受療証申請受付(医師の証明が必要です)

※各申請についての必要書類は事前にお問い合わせください。

**国民健康保険税** 健康保険課 ☎998-2210

### ▶保険税の決め方

毎年4月1日現在の加入状況により課税されます。(4月1日以降に加入した場合は、加入した日の属する月から月割で課税されます。)

	医療分	支援分	介護分
所得割	7.17%	2.72%	1.90%
均等割	18,600円	6,900円	6,300円
平等割	21,800円	8,100円	5,000円
課税限度額	61万円	19万円	16万円

(保険税の税額:平成31年4月1日現在)

【所得割】は、国保加入者全員の前年中の所得額を合算し計算されます。

【均等割】は、国保加入者1人あたりの金額になります。

## 後期高齢者医療

健康保険課 ☎998-2210

この制度は、県内すべての市町村が加入する沖縄県後期高齢者医療広域連合が保険者となって、市町村との役割分担のもとに運営されています。

対象者(被保険者):満75歳以上の方及び一定の障害があると認定された65歳以上の方。

【平等割】は、1世帯あたりの金額になります。  
※計算した結果、課税限度額を超えるときには、課税限度額が1年間の保険税となります。

### ▶保険税の納め方

<納期限>

7月(1期)~2月(8期)までの毎月末日が納期限となっております。

<支払い方法>

納付書払い、口座振替、年金天引きにより支払う事ができます。

<支払い場所>

銀行・農協・コンビニエンスストア

### ▶納付の相談

国保税には、国の定める軽減制度や町独自の減免制度がありますので、毎年所得申告(例年、2月中旬~3月15日頃受付)を必ず行ってください。

納期毎の納付が困難な方は、早めに健康保険課までご相談ください。

**特定健康診査** 保健センター ☎998-1149

### ▶特定健康診査

特定健診は、生活習慣病の発症や重症化を予防するために行います。八重瀬町では糖尿病や人工透析を予防するために血糖値や腎臓の状態が分かる検査項目を含んだ健診をします。

対象:国民健康保険加入者の40~74歳の方  
費用:無料

**特定保健指導** 保健センター ☎998-1149

### ▶健診結果について

特定健診結果から、メタボリックシンドローム該当者又は予備群の方へ、保健師・栄養士の専門スタッフが生活改善のためのアドバイスを行います。

## はり・きゅう等施術利用券

健康保険課 ☎998-2210

### ▶利用条件

国民健康保険に加入しており、保険適用外で施術を受ける場合。

### ▶助成額

1回につき1,000円を助成します。

### ▶利用券の交付

1人につき年間12枚交付します。



税金・保険・年金



## 国民年金

住民環境課 ☎998-2443

日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満のすべての方は、国民年金に加入し、保険料を納付する義務があります。公的年金の給付は高齢者の方が受け取れる「老齢基礎年金」の他に、「障害基礎年金」「遺族基礎年金」があります。

### 加入種別

- ▶ **第1号被保険者(自営業者・学生など)**  
20歳以上60歳未満の自営業者、農林漁業者、学生・無職の方。  
住民環境課窓口で、各自で加入手続きをし保険料を納めます。
- ▶ **第2号被保険者(会社員・公務員等)**  
厚生年金保険や共済組合に加入している方。  
※勤務先が加入手続きをします。  
※保険料は給料から天引きされますので、個別に納める必要はありません。
- ▶ **第3号被保険者(第2号被保険者に扶養されている妻や夫)**  
会社員、公務員などに扶養されている配偶者。  
※勤務先が加入手続きをします。  
※保険料は配偶者が加入している制度が負担しますので、個人で納める必要はありません。

- ▶ **任意加入者(希望により加入できます)**  
以下のいずれかの条件を満たす方が厚生年金・共済組合等に加入していないときは、任意加入することができます。ただし、さかのぼって加入することはできません。
  - 年金額を増やしたい65歳までの方
  - 受給資格期間を満たしていない70歳までの方
  - 外国に居住する20歳以上65歳未満の日本人

- ▶ **付加保険料と付加年金**  
毎月の定額保険料に付加保険料(月額400円)を納めた場合、将来の老齢基礎年金に年額で【200円×付加保険料を納めた月額】の付加年金が加算されます。

### 給付の種類

- ▶ **老齢基礎年金**  
保険料を納めた期間(免除期間を含む)が10年以上ある方は、原則65歳から老齢基礎年金を受け取ることができます。  
希望により60歳から65歳未満の間に繰り上げ請求、66歳以降から繰り下げ請求することもできます。  
※繰り上げ・繰り下げ請求の場合は受給率が異なります。
- ▶ **障害基礎年金**  
国民年金加入中(過去に被保険者であった方で、60歳以上65歳未満で日本国内に住所がある方を含む)や20歳前の病気やけがによって国民年金法に定める1級又は2級の障害の状態にある時に支給されます。ただし、納付要件があります。
- ▶ **遺族基礎年金**  
国民年金の被保険者又は老齢基礎年金の受給資格が25年以上ある方が亡くなった時、その方によって生計を維持されていた子のある妻又は子に支給されます。ただし納付要件があります。  
※子が18歳に到達した年度末まで。あるいは1級・2級の障害の状態にある子は20歳に達するまで。
- ▶ **寡婦年金**  
老齢基礎年金の受給資格がある夫が年金を受けずに亡くなった時、10年以上の婚姻期間があった妻に60歳から65歳までの期間支給されます。
- ▶ **死亡一時金**  
保険料を3年以上納めた方が、年金を受けずに亡くなり、その遺族が遺族基礎年金などを受けられない場合に支給されます。



税金・保険・年金

### こんな時は届出を

住民環境課 ☎998-2443

被保険者

こんな時	どうする	届出先	手続きに必要なもの
20歳になった	加入手続き	第1号→町役場 第3号→配偶者の勤務先	印鑑・身分証明書
退職した	加入手続き(配偶者も)	町役場	印鑑・年金手帳・資格喪失証明書等
保険料を納めることが困難	保険料免除・納付猶予申請	町役場	印鑑・年金手帳・失業の場合は雇用保険被保険者離職票等・学生証(在学証明書)・身分証明書
保険料を納めることが困難な学生	学生納付特例申請	町役場	印鑑・年金手帳・扶養から外れた年月日がわかる書類・身分証明書
配偶者の扶養から外れた	第3号から第1号への種別変更	町役場	左記へ確認
配偶者の扶養になった	第3号への種別変更	配偶者の勤務先	左記へ確認
配偶者が会社を変わった	引き続き第3号となる手続き	配偶者の新しい勤務先	左記へ確認
年金手帳をなくした	再交付	第1号→年金事務所・町役場	印鑑・身分証明書
		第2号→勤務先	左記へ確認
		第3号→年金事務所	左記へ確認
口座振替開始・停止	口座振替納付(変更)申出書	金融機関・年金事務所・町役場	通帳印・通帳・身分証明書
納付書を紛失	納付書再発行	年金事務所	年金手帳・身分証明書等
免除していた保険料を納めたい	追納申出書	年金事務所	印鑑・年金手帳・身分証明書

